

運 営 規 程

指定（介護予防）特定施設入居者生活介護
介護付き有料老人ホーム かつはら

指定（介護予防）特定施設入居者生活介護運営規程

第1章 総 則

（目的及び基本方針）

第1条 この規程は、社会福祉法人やながせ福祉会が設置運営する指定（介護予防）特定施設入居者生活介護（以下施設という）の運営及び利用について必要な事項を定め、施設の円滑な運営を図ることを目的とする。

2 事業者は、特定施設サービス計画に基づき、可能な限り、在宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排泄、食事の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与、その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の介護を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるようにすることを旨とする。

3 事業者は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って指定（介護予防）特定施設入居者生活介護サービスの提供に努める。

4 事業者は、明るく家庭的な雰囲気をもつ、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町保険者（以下保険者という）、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

（事業所の名称等）

第2条 名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称
介護付き有料老人ホーム かつはら
- (2) 所在地
姫路市勝原区丁 15-1

（利用定員）

第3条 施設の利用定員は50名とし、内訳は以下のとおりとする。

- (1) 1階 定員19名（全室個室。ただし、夫婦部屋は1部屋あり）
- (2) 2階 定員31名（全室個室）

第2章 職員及び職務分掌

(職員の区分及び定数)

第4条 施設に次の職員を下回らないように置く。

- | | | |
|-----|-------------|--------------------|
| (1) | 施設長（管理者） | 1名 |
| (2) | 計画作成担当者 | 1名 |
| (3) | 生活相談員 | 1名 |
| (4) | 介護職員 看護職員含む | 3：1（要支援者に対しては10：1） |
| (5) | 看護職員 | 2名 |
| (6) | 機能訓練指導員 | 1名 |

2 前項に定めるものの他必要がある場合は、定員を超え又はその他の職員を置くことができる。

(職 務)

第5条 職員の職務分掌は次のとおりとする。

- (1) 施設長（管理者）
施設の業務を統括する。施設長に事故があるときは、あらかじめ理事長が定めた職員が施設長の職務の代行をする。
- (2) 計画作成担当者
利用者の介護支援に関する業務に従事する。
- (3) 生活相談員
利用者の入退所、生活相談及び援助の企画立案、実施に関することに従事する。
- (4) 介護職員
利用者の日常生活の介護、相談及び援助業務に従事する。
- (5) 看護職員
医師の診療補助
利用者の健康管理及び医師の指示を受けて、利用者の看護、施設の保健衛生業務に従事する。
- (6) 機能訓練指導員
利用者の機能回復、機能維持及び予防に必要な訓練及び指導に従事する。

2 職員毎の事務分掌及び日常業務の分担については、施設長が別に定める。

(会 議)

第6条 施設の円滑な運営を図るため次の会議を設置する。

- | | | | |
|-----|--------|-----|-----------|
| (1) | 職員会議 | (2) | ケアカンファレンス |
| (3) | 介護職員会議 | (4) | 看護職員会議 |
| (5) | 給食会議 | | |

2 会議の運営に必要な事項は、施設長が別に定める。

第3章 利用者に対する指定（介護予防）特定施設入居者生活介護サービスの内容及び利用料

（利用料等の受領）

第7条 事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定（介護予防）特定施設入居者生活介護サービスを提供した際には、利用者から利用料の一部として、当該指定（介護予防）特定施設入居者生活介護サービスについて厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額から、当該施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得られた額の支払を受ける。

2 事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定（介護予防）特定施設入居者生活介護サービスを提供した際に、利用者から支払を受ける利用料の額と、施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないように利用料の額を設定する。

3 事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の支払を利用者から受けることができる。

- (1) 家賃 66,650円/月（1日当たり2,150円）
- (2) 食費 44,795円/月（1日当たり内訳：1,445円 朝食395円、昼・夕食525円）
- (3) 光熱水費 20,460円/月（1日当たり電気380円、水道280円）
- (4) 保守費 9,300円/月（保守、館内清掃消毒、保険料他）
- (5) おむつ代 実費
- (6) 利用者が、選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
- (7) 理美容代 実費
- (8) 指定（介護予防）特定施設入居者生活介護サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの。
- (9) 事業者は、前各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又は家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者及び家族の同意を得るものとする。

（施設サービスの内容、利用料及びその他費用の額）

第8条 施設サービスの内容、利用料及びその他費用の額の決定は、利用者が介護認定審査会において審査された要介護（要支援）認定により作成された介護サービス計画に基づいて提供される介護サービスの内容とし、介護報酬は告示上の額と同額の利用料とする。

第4章 運営に関する事項

（入退所）

第9条 事業者は、介護保険における第一号被保険者及び特定疾病により要介護状態となった第二号被保険者に対して、指定（介護予防）特定施設入居者生活介護サービスを提供する。

- 2 事業者は、正当な理由なく指定（介護予防）特定施設入居者生活介護サービスの提供を拒まない。
- 3 事業者は、利用申込者が入院治療を必要とする場合、その他利用申込者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設を紹介する等の適切な措置を速やかに講じる。
- 4 事業者は、利用申込者の入居に際しては、利用者の心身の状況、病歴等の把握に努める。
- 5 事業者は、利用者について、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかを検討する。
- 6 前項の検討に当たっては、職員の間で協議する。
- 7 事業者は、利用者の心身の状況及び置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、利用者及び家族の希望、利用者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、利用者の円滑な退所のために必要な援助を行う。
- 8 事業者は、利用者の退所に際しては、居宅介護支援事業者等に対する情報の提供、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

（施設の利用に当たっての留意事項）

第10条 事業者は、利用者が施設のサービスを受ける際には、利用者側が留意すべき事項を重要事項説明書で説明し、同意を得る。

（内容及び手続きの説明及び同意）

第11条 事業者は、指定（介護予防）特定施設入居者生活介護サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる契約書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得る。

（受給資格等の確認）

第12条 事業者は、指定（介護予防）特定施設入居者生活介護サービスの提供を求められた場合は、その提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめる。

- 2 事業者は、前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定（介護予防）特定施設入居者生活介護サービスの提供に努める。

（要介護認定の申請に係る援助）

第13条 事業者は、要介護認定を受けていない利用申込者について、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合には、利用申込者の意思を踏まえ、必要に応じて当該申請が行われるよう必要な援助を行う。

- 2 事業者は、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定

の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行う。

(入退所の記録の記載)

第14条 事業者は、利用に際しては入居の年月日並びに入居している施設の名称を、退所に際しては退所の年月日を、当該利用者の被保険者証に記載する。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第15条 事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定（介護予防）特定施設入居者生活介護サービスに係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定（介護予防）特定施設入居者生活介護サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

(特定施設サービス計画の作成)

第16条 施設長は、介護支援専門員に特定施設サービス計画の作成に関する業務を担当させる。

- 2 特定施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員（以下「計画作成担当者」という。）は、特定施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により利用者について、その有する能力、その置かれている環境の評価を通じて利用者が現に抱えている問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握する。
- 3 計画作成担当者は、利用者及び家族の希望、利用者について把握された解決すべき課題に基づき、当該利用者に対する指定（介護予防）特定施設入居者生活介護サービスの目標及びその達成時期、指定（介護予防）特定施設入居者生活介護サービスの内容、指定（介護予防）特定施設入居者生活介護サービスを提供する上で留意すべき事項を記載した特定施設サービス計画の原案を作成し、利用者に対して説明し、同意を得る。
- 4 計画作成担当者は、特定施設サービス計画作成後においても、指定特定施設サービスの提供に当たる他の職員との連絡を継続的に行うことにより、特定施設サービス計画の実施状況の把握を行うとともに、利用者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて第2項及び第3項の規程を準用して特定施設サービス計画の変更を行う。

(指定（介護予防）特定施設入居者生活介護の取扱方針)

第17条 事業者は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、心身の状況に応じて、処遇を妥当適切に行う。

- 2 サービスの提供は、特定施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行う。
- 3 施設の従業者はサービスの提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように、説明を行う。
- 4 事業者はサービスの提供にあたっては、利用者等のプライバシーの確保に配慮して行う。
- 5 事業者はサービスの提供にあたっては、当該利用者及び他の利用者等の生命又は身体

を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。

6 前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

7 事業者は自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

(介 護)

第18条 介護は、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、利用者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって行う。

2 事業者は、利用者に対し、1週間に2回以上、適切な方法により、入浴、又は清拭を行う。

3 事業者は、利用者に対し、その心身の状況に応じて、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行う。

4 事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に随時取り替える。

5 事業者は、利用者に対し、前各項に規定するもののほか、離床、着替え、整容等の介護を適切に行う。

(食事の提供)

第19条 利用者の食事は、栄養並びに利用者の身体の状態及び嗜好を考慮して、適温に配慮し、適切な時間に提供する。

2 食事の提供は、利用者の自立の支援に配慮して、可能な限り、離床して行うように努める。

(相談・援助)

第20条 事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又は家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

(社会生活上の便宜提供等)

第21条 事業者は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行う。

2 事業者は、利用者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、その者又はその家族において行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行う。

3 事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流の機会を確保するよう努める。

(機能訓練)

第22条 事業者は、利用者に対し、特定施設サービス計画に基づいてその心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を回復し、又はその減退を防止するための訓

練を行う。

(健康管理)

第23条 医師又は看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置をとる。

- 2 医師は、その行った健康管理に関し、利用者の健康手帳に必要な事項を記載する。健康手帳を有しない者に付いてはこの限りではない。
- 3 事業者は入院及び治療を必要とする利用者のために、協力病院、協力歯科医院を定める。

(一時介護室及び居室の移動)

第24条 事業者は、利用者の体調や心身状況の急激な変化により居室にて適切な介護が行えないと判断した場合には、当該利用者一時介護室へ移動してもらいサービスの提供を行う。又、介護の状況により一階の一般居室では十分な見守りや介護が行えないと判断した場合には、二階の介護居室への移動を検討し、対応する。その際には、契約書に基づき利用者に十分な説明を行い、同意を得る。

(利用者に関する保険者への通知)

第25条 事業者は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく意見を付して、その旨を保険者に通知する。

- (1) 正当な理由なしに指定（介護予防）特定施設入居者生活介護サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- (2) 偽り、その他の不正行為によって保険給付を受ける、又は受けようとしたとき。

(勤務体制の確保等)

第26条 事業者は、利用者の適切な指定（介護予防）特定施設入居者生活介護サービスを提供できるよう、職員の勤務の体制を定める。

- 2 事業者は当該施設の職員によって指定（介護予防）特定施設入居者生活介護サービスを提供する。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務についてはこの限りではない。
- 3 事業者は職員に対し、その資質向上のための研修の機会を確保する。

(虐待防止に関する事項)

第27条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

- 2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市に通報するものとする。

第5章 緊急時における対応方法

（緊急時等の対応）

第28条 事業者は、現に指定（介護予防）特定施設入居者生活介護サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医又はあらかじめ施設が定めた協力医療機関への連絡を行うとともに必要な措置を講じる。

（事故発生時の対応）

第29条 事業者は、利用者に対する指定（介護予防）特定施設入居者生活介護サービスの提供により事故が発生した場合は速やかに保険者、利用者の家族に連絡を行うとともに必要な措置を講じる。

- 2 事業者は、利用者に対する指定（介護予防）特定施設入居者生活介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

第6章 非常災害対策

（非常災害対策）

第30条 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し、防火管理者または、火気・消防等についての責任者を定め、年2回以上定期的に避難、救出、その他の必要な訓練を行う。

- 2 消防法に準拠して防災計画を別に定める。

第7章 その他運営に関する事項

（定員の厳守）

第31条 事業者は、利用定員及び居室の定員を超えて運営をしない。ただし、災害その他やむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

（短期利用特定施設入居者生活介護の実施）

第32条 入居定員の範囲内で空室がある場合には求めに応じて短期利用特定施設入居者生活介護を実施する。

- 2 短期利用特定施設入居者生活介護の提供を受ける利用者の数は、当該特定施設の入居定員の100分の10を限度とする。
- 3 利用の開始にあたってあらかじめ30日以内の利用期間を定める。

(衛生管理等)

第33条 事業者は、利用者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医療品及び医療用具の管理を適正に行う。

2 事業者は、感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を行う。

(重要事項の掲示等)

第34条 事業者は、運営規程の概要、職員の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を見やすい場所に掲示、若しくはファイルなど閲覧可能な形で備え置く。

(秘密保持等)

第35条 施設の職員及び職員であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。又、秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じる。

2 事業者は、サービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得る。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止)

第36条 事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護（要支援）被保険者に当該施設を紹介することの代償として、金品その他財産上の利益を供与してはならない。

2 事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該施設からの退所者を紹介することの代償として、金品その他財産上の利益を収受してはならない。

(苦情処理)

第37条 事業者は、その提供した指定（介護予防）特定施設入居者生活介護サービスに関する利用者からの苦情に迅速かつ適正に対応するために、苦情を受付けるための窓口を設置する。

2 事業者は、その提供した指定（介護予防）特定施設入居者生活介護サービスに関し、保険者が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め、又は保険者の職員からの質問及び照会に応じ利用者からの苦情に関して、保険者が行う調査に協力するとともに、保険者から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

3 事業者は、その提供した指定（介護予防）特定施設入居者生活介護サービスに関する、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

(地域等との連携)

第38条 事業者は、運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努める。

第8章 会計の区分及び記録の整備

(会計の区分)

第39条 事業者は、指定（介護予防）特定施設入居者生活介護サービスの事業会計と、その他の事業会計と区分する。

(記録の整備)

第40条 事業者は、職員、施設及び会計に関する諸記録を整備する。

2 事業者は、利用者に対する指定（介護予防）特定施設入居者生活介護サービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

- (1) 特定施設サービス計画
- (2) 提供した具体的なサービス内容等の記録
- (3) 市町村への通知に係る記録
- (4) 苦情の内容等の記録
- (5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(法令との関係)

第41条 この規程に定めのないことについては、厚生労働省令並びに介護保険法の法令に定めるところによる。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から実施する。

この規程は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。

変更 第 34 条 重要事項の掲示

変更前 重要事項の掲示

変更後 重要事項の掲示等

変更前 見やすい場所に重要事項を掲示する。

変更後 見やすい場所に掲示、若しくはファイルなど閲覧可能な形で備え置く。

追加 第 40 条 記録の整備

追加 保存する諸記録（特定施設サービス計画、サービス内容等の記録、市町村への通知記録、苦情記録、事故記録）

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

変更 第 7 条 利用料等の受領

変更前 食費 42,780 円/月（1 日当たり内訳：1,380 円 朝食 380 円、昼・夕食 500 円）

変更後 食費 44,795 円/月（1 日当たり内訳：1,445 円 朝食 395 円、昼・夕食 525 円）

この規程は、令和 6 年 8 月 1 日から施行する。

変更 第 30 条 非常災害対策

変更前 非常災害対策に備えて、その他の必要な訓練を年 2 回以上実施する。

変更後 非常災害対策に備えて、対処する計画を作成し、責任者を定め、年 2 回定期的に避難、救出、その他の必要な訓練を行う。

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

変更 第 7 条 利用料等の受領

変更前 光熱水費 18,600 円/月（1 日当たり電気 350 円、水道 250 円）

変更後 光熱水費 20,460 円/月（1 日当たり電気 380 円、水道 280 円）